

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年6月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年11月24日 07時10分ごろ
発生場所	長崎県西海市弁天島西方沖 針尾瀬戸弁天島灯台から真方位279°1,200m付近 （概位 北緯33°03.7′ 東経129°44.3′）
インシデントの概要	プレジャーボート奨莉丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年11月25日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 奨莉丸、1.52トン 292-22710長崎、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力29.42kW、回転数毎分 2,600、4気筒、ボア86mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、親族及び友人3人を乗せ、冷却海水の排水等を点検して係留場所を出発し、航行中、主機冷却海水の温度上昇を示す警報音が鳴り、船長が、冷却海水系統を確認したところ閉塞が認められず、インペラの破損しかないと思い、運航不能と判断し、主機を停止して118番通報を行い、長崎県水難救済会所属船にえい航されて西海市瀬川港に入港した。</p> <p>主機は、本インシデント後、船舶所有者によって開放点検されたところ、冷却海水ポンプのゴム製インペラ（以下「本件インペラ」という。）が破損していた。</p> <p>本船は、冷却海水が、冷却海水ポンプによって吸引加圧され、清水冷却器で冷却清水と熱交換を行った後、船外に排出される方式となっていた。</p> <p>本件インペラは、船舶所有者により、本インシデント発生の約1年前に交換され、約220時間使用されていた。</p> <p>船舶所有者は、交換前の本件インペラを長期間保管していたので、ゴムの劣化が進んでいたのではないかと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、航行中、本件インペラが破損したことから、冷却海水の供給が途絶えて清水冷却器での熱交換が阻害され、冷却清水の温度が上

	<p>昇して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本件インペラは、交換前に長期間保管されていたことから、ゴムの劣化が進行していた可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が航行中、交換前に長期間保管されていた本件インペラが破損したため、冷却海水の供給が途絶えて清水冷却器での熱交換が阻害され、冷却清水の温度が上昇して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴム製の冷却海水ポンプのインペラは、時間の経過とともに劣化が進行することに配慮すること。</li> </ul>